

1 訪問系サービス

(1)居宅介護(ホームヘルプ)

居宅介護(ホームヘルプ)は、居宅で入浴、排せつ、食事等の介護を提供するサービスです。

(2)重度訪問介護

重度訪問介護は、重度の肢体不自由者、知的障害者または精神障害者で常に介護を必要とする障害者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、外出時の移動中の介護を総合的に提供するサービスです。

障害支援区分 6 の場合には、入院時におけるサービス提供も可能です。

(3)同行援護

同行援護は、視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者に対して、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の外出する際に必要な援助を提供するサービスです。

(4)行動援護

行動援護は、知的障害又は精神障害によって行動上著しく困難であって、常時介護を必要とする障害者に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護や外出時の移動中の介護等を提供するサービスです。

(5)重度障害者包括支援

重度障害者包括支援は、常時介護を必要とする障害者等に対して、介護の必要性が著しく高い場合に、居宅介護等を包括的に提供するサービスです。